

野田市バスの利用人数制限に伴う民間バス借上げ支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第51号

野田市バスの利用人数制限に伴う民間バス借上げ支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市バスの利用人数制限に伴う民間バス借上げ支援事業補助金交付規則（令和3年野田市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「増台して」の次に「市内に事業所を有する民間事業者が手配する」を加え、「の借上げが必要となった」を「を借り上げる」に改める。

附則第1項中「別に定める日」を「令和3年7月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。